

2022年6月30日

信用金庫の業界制度商品として、『しんきんらいふ終身MSP<やさしさ、つなぐ2>』と『しんきんらいふ年金MSP<みのり 10年>』の販売を開始します

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井泰浩)は、信用金庫の業界制度商品として、2022年7月1日(金)から『しんきんらいふ終身MSP<やさしさ、つなぐ2>』と『しんきんらいふ年金MSP<みのり 10年>』の販売を開始します。

『しんきんらいふ終身MSP<やさしさ、つなぐ2>』は、生存給付金の受取人をご家族とすることで、スムーズに資産をつなぐことができる「生前贈与」と、生存給付金を自分で受け取れる「自分年金」の2つの活用法がある終身保険です。金融機関窓販専用商品「やさしさ、つなぐ」として2016年8月に生命保険業界で他社に先駆けて販売を開始して以来、お客さまや販売担当者の皆さまの声を基に改定を重ね、多くのお客さまのニーズにお応えしてきました。現在は125の金融機関を通じて販売いただいております、累計販売額は2兆4,000億円を超えています。

『しんきんらいふ年金MSP<みのり 10年>』は、「人生100年時代を楽しむ」をコンセプトに、お客さまの10年後の資産を守りながら、年金原資をふやす楽しみがある年金保険です。金融機関窓販専用商品「みのり 10年」として2021年9月に販売を開始し、現在は30金融機関で販売いただいております。

当社は、次世代への円滑な資産承継に向けた生前贈与・相続、超高齢社会を支える資産形成など、多様化するお客さまのニーズにお応えする保険商品の提供を通じ、お客さまの豊かな未来づくりをお手伝いしてきました。そして、このたび当社の保険商品を信用金庫の業界制度商品としてお取り扱いいただくことで、より多くのお客さまに当社保険商品をご案内することが可能となります。(信用金庫によって取扱保険商品は異なります)

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの健康寿命や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

しんきんらいふ 終身MSP **やさしさ、つなぐ2** 通貨選択型特別終身保険

特徴1：生前贈与をスムーズに行うことができます

- ご家族を生存給付金の受取人に指定することで、贈与契約書を作成することなく、生前贈与をすることができます。また、契約通貨が外貨の場合、贈与税の基礎控除の範囲内に受取金額の上限を円で指定することもできます。

特徴2：生存給付金支払日をお客さまのご希望日に指定できます

- 契約日から翌年の契約応当日までの間で、ご家族の誕生日などのご希望日を生存給付金支払日に指定することができます(アニバーサリー機能)。

特徴3：一時払保険料を上回る保障があります

- 万一お亡くなりになった場合の生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

しんきんらいふ年金MSP

：みのり10年：通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）

特徴1：一時払保険料以上の年金原資を契約通貨建てで保証します

- 「基本年金原資」は、一時払保険料（基本保険金額）の100%または110%を契約通貨建てで保証*します。

* 契約通貨が米ドルの場合です。契約通貨が円の場合は、100%のみのお取扱いとなります。

特徴2：運用成果（参照指数の最大上昇率）を年金原資に反映します

- 「指数連動年金原資」の算出には、基準日以後の参照指数の最大上昇率を適用します。また、最大上昇率は、0.01%単位で毎営業日に判定を行うため、上昇局面においてタイミングを逃しません。

金融機関代理店・販売担当者向けの教育・研修の充実に向けた取組み

当社は従来から「教育・研修のプライマリー」として、金融機関代理店・販売担当者向けの教育・研修の充実に向けた取組みを積極的に推進しています。

2021年度には映像配信スタジオを東京、大阪、名古屋に新設したほか、より多くの金融機関代理店の皆さまがオンラインで研修を受講いただけるよう、貸出用タブレット端末170台を導入するなど、環境変化に対応し、金融機関代理店のニーズに合わせたさまざまな形態で教育・研修を提供しています。

今後も、業界制度商品として当社の保険商品をお取扱いいただく全国の信用金庫の皆さまには、コンサルティング営業力向上の支援、およびスキルアップを図るための教育環境をより一層進化させ提供してまいります。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

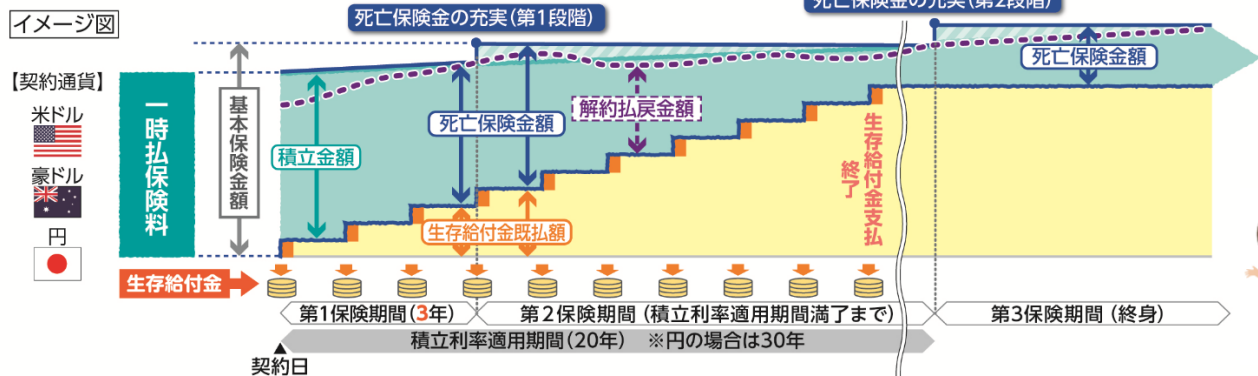
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 経営企画部 広報担当 電話 03-3279-9001

■ 「しんきんらいふ終身MSP<やさしさ、つなぐ2>」の商品概要

一生涯の保障「あり」を選択した場合（終身保障倍率：1倍・3倍・5倍・10倍）

生存給付金をご家族に生前贈与しながら、基本保険金額の一部を“一生涯の死亡保障としてのこす”ことができます。

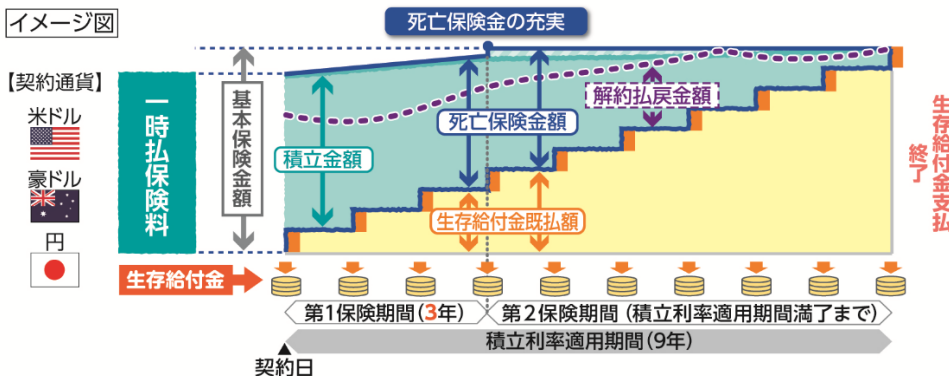
[契約通貨が外貨、生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合]



一生涯の保障「なし」を選択した場合（終身保障倍率：0倍）

生存給付金として、基本保険金額の全額を“ご家族に生前贈与する”ことができます。

[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍]



終身保障倍率0倍の場合、最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅します。

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

【ご参考】

終身保障倍率とは、基本保険金額のうち、生存給付金としてお受取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。

例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が、終身保障としてのこす金額となります。なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	3 万米ドル (1 米ドル単位)	3 万豪ドル (1 豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して 10 億円となる保険料		基本保険金額が 10 億円 となる保険料
契約年齢		0 歳～90 歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数		
保険期間	第 1 保険期間	契約日から3年		
	第 2 保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第 3 保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 終身保障不担保特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約(外貨支払用)、 円建支払額設定特約(円建契約用)、遺族年金支払特約、指定代理請求特約、 生存給付金支払停止特約		

* 販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお支払いいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5 年(端数年は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取の場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
生存給付金を除く保険金等を円で受取の場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※生存給付金を円で受取の場合の為替レートは、TTM が適用されます。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに 年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

<契約通貨が外貨の場合>

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2%	1.2%	0.6%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	-	-	-	-	-
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4%	3%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

<契約通貨が円の場合>

契約日からの 経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%	1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

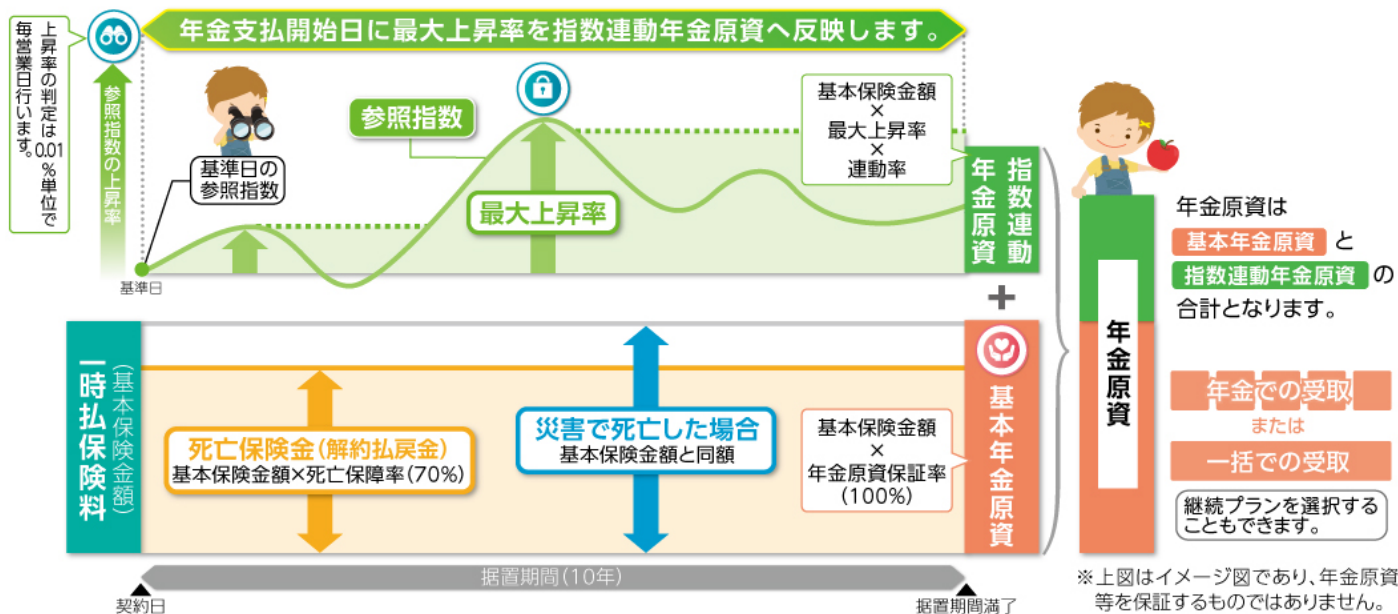
■ 「しんきんらいふ年金MSP<みのり 10年>」の商品概要

参照指数の最大上昇率を年金原資に反映する、米ドル建てまたは円建ての一時払いの生命保険商品です。一度上昇した最大上昇率は、参照指数が下落しても下がりにません。

イメージ図

死亡保障率70%、
年金原資保証率100%の場合

契約通貨	米ドル	円
死亡保障率	基本保険金額に対して	70% 90%
年金原資保証率	基本保険金額に対して	100% 110% 100%



■ 年金原資について

年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{年金原資} = \text{基本年金原資} + \text{指数連動年金原資}$$

基本年金原資

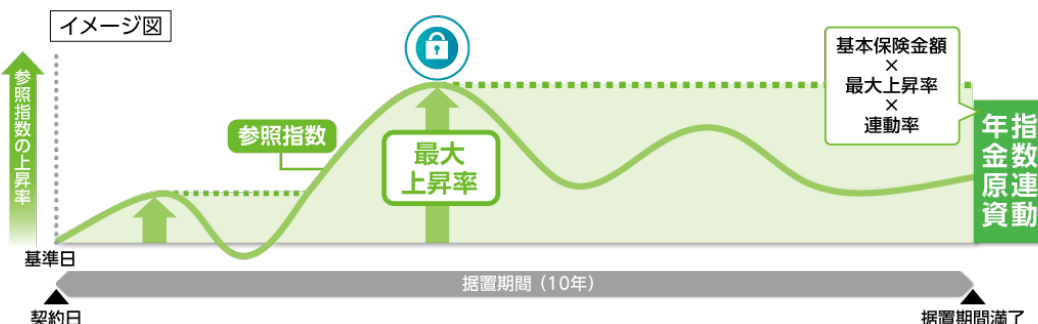
基本年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{基本年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{年金原資保証率}$$

指数連動年金原資

指数連動年金原資は、次のとおり計算されます。

$$\text{指数連動年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{最大上昇率 (0.01\%単位で毎営業日判定)} \times \text{連動率 (契約日に確定)}$$



当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

契約通貨		米ドル	円
一時払保険料	最低保険料	1万ドル(1ドル単位)	100万円(1万円単位)
	最高保険料	10億円(契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		50歳～80歳	
据置期間		10年	
保険料の払込方法		一時払のみ	
死亡保障率		70%・90%	
年金原資保証率		100%・110%	100%
年金種類・年金支払期間		【確定年金】5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】終身	
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
主な特約		遺族年金支払特約、円入金特約、外貨入金特約*、円支払特約、終身移行特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

* 募集代理店によっては、この特約をお取扱いしないことがあります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

契約通貨が外貨で、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 死亡保険金額および解約払戻金額について

死亡保険金および解約払戻金は、基本保険金額に死亡保障率(70%または90%)を乗じた額のため、**一時払保険料を下回ります。**

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●据置期間中にご負担いただく費用

- ・据置期間に適用される積立利率は、契約通貨に応じた指標金利の－1.0%～＋1.5%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨によって異なります。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・参照指数の計算にあたり、戦略控除率(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト(投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。
 - ※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM＋25銭) ÷ (払込通貨の TTM－25銭)
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

●年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。